

熊野 聰著

『北欧初期社会の研究』

服部 良久

本書は、ノルウェーを中心とする北欧の中世初期社会に關してこれまで公にされた熊野聰氏の論考をまとめたものである。周知のとおりすでに熊野氏は『共同体と國家の歴史理論』（青木書店、一九七六年）において、各地域、民族のもとでの國家形成が、先行する「共同体」のあり方に規定されることを踏まえつつ、「國家の二重機能論」、「國家便利説」を批判することによって独自の國家の歴史理論を展開した。同氏はさらに『北の農民ヴァイキング』（平凡社、一九八三年）において、「サガ」の豊富な叙述を素材として中世初期北欧社会を活写し、同時にゲルマン社会の前國家的秩序の本質解明への視点を示した。この二つの業績を踏まえ、てなすべく氏に期待されたのは従って、氏の「國家形成の歴史理論」を枠組みとしつつノルウェーにおける國家形成の過程を明らかにすることであった。「ゲルマン的共同体と國家」との副題は本書がかかる期待に応えるものであることを示している。以下内容を概観してみよう。

序章 対象と方法

中世ノルウェー社会の基本的性格を理解するためには、この社会が牧畜の比重の大きい散居制社会であったこと、ここでは賦役による直營地経営、領主裁判権は成立せず、従って封建領主制の発達が見られなかったことを踏まえねばならない。農民の奴隸所有や地主・借地農関係は國家形成に關わるものではなかったのである。これらの点は本論で詳論される。本書で論ずる地域と時代に關わる利用可能な史料の残存状況は決して良好ではなく、とくに一一世紀前半までの初期社会については同時代の文書史料は存在しない。しかし、一二世紀末以降アイスランド人の記した九一一世紀を舞台とする散文であるサガは、それ自体としては歴史史料ではないが、他の資料との照合によって内容が信頼できる場合には、生活ドラマという性格上特別の証言能力を持つものである。

第一部 北欧初期社会の構成

I ノルウェー豪族の存在形態

九世紀末にハーラル美髮王がノルウェー最初の軍事的統一をなしたおりに、後の時代まで王国内で独自の政治的意義を有した沿岸部北部の豪族、とくにホローガラン地方出自でトレンデラーグ地方に進出していたラーデのヤール家の協力を得たことが重要な意味を持った。アルフレッド大王がアングロ・サクソン語に翻訳させたオロシウスの「世界史」の中に書き加えられた「オウッタルの口述」によれば、九世紀末のホローガラン地方の實在の豪族

オウツタルの行動は、一方では自給自足的な農場経営、他方ではフィン人Ⅱラップ人からの貢租とりたて、交易地への航海という二つの側面をもっていた。こうした対外的活動に必要な大農世帯を越えた軍事力・組織としては、豪族の従士団と、血縁、姻戚、友情を通じての豪族相互の同盟が考えられる。ただしこうした同盟は恒常的な軍事組織をなすものではなかった。

「エギルのサガ」によれば、ハーラル美髪王のもとでホローガランの豪族の一部は王の官職（保有者）Ⅱレンドマンとしての一定の奉仕を行ない、王の特権となったフィン貢租徴収を委託されるかわりに「フィンマルク行」Ⅱフィン交易の独占権を与えられていたが、サガの作者によればこれらはかつて豪族自身の有する自立的権利であった。「エギルのサガ」に登場する実在の豪族ソールウルは一二〇人もの従士を擁したといわれるが、フィンマルク行、ヴァイキングはこうした従士団を扶養する手段であり、またこれらの活動は従士団の存在によつてはじめて可能となった。このような活動形態は豪族たちの一般的な姿を示すものであるが、とくに北部、ホローガランの豪族は西部・南西部の豪族のヴァイキングによつてイングランド、西欧との平和的交易が妨げられることを好まなかった。この点で彼らは全国統一を目指す王権と利害を共有し、それ故ハーラル王を支持したのである。しかし初期の「統一王権」のもとでも北部・ホローガラン豪族は実質的にはフィン交易とフィン貢租徴収を独立して行なっており、王権の実効的支配は西南部に限られていた。「統一」後、両者の利害はなお対立と相互依存を繰り返していたのである。

Ⅱ アイランド植民と土地所有

アイスランドへのノルウェー人の植民は九七四年からの六〇年間で完了したと言われる。「植民の書」の一三世紀の写本には、アイスランドの地区別入植者数や個人々の移住の理由などが記されているが、それによればノルウェー系住民の多くはハーラル王の圧制を逃れて移住したとされている。ハーラル王の統一は豪族の社会的要請をもその一契機としていたが、同王の統一支配は同時に従士団と個人的土地所有にもとづく豪族の自立性と抵触しつつあった。従つてアイスランドに移住した豪族は統一王権出現以前のノルウェーの社会関係をそのまま持ち込み、それらはまたノルウェーと同様な地理的条件に規定された農業・定住制度とともに、何ら変更されることなく維持されたのである。初期アイスランド研究の意義はここにある。

植民の際の土地占取形態の第一は移住団（船）の指揮者による無主地の占取であり、第二は指揮者の同行者への分与による個別の所有（タキトウス『ゲルマニア』二六章に記された土地分配の原則と同じ）、第三は、後から移住した者が先住者から同意を得て行なう土地占取、または購入である。何れにせよ土地占取における団体性は本質的、恒常的なものではなかった。独立経営の基礎単位は家・農場であり、農場世帯は家長の単婚家族と若干の傍系親族、解放奴隷などの家人および奴隷からなる。こうした農家家族を主体とする土地所有は、国家や共同体に媒介されない個別所有であり、指揮者の「上級所有権」に服するものでもない、という意味で個人的土地所有と呼ぶことができる。放牧地、海岸沖合いの海などの「共有地」も人口増に起因する問題が生ずる以

前には、個人の労働にもとづく無制限な利用に任され、それ自体何ら共同の労働や規制をとまなうものではなかったのである。

Ⅲ 初期アイスランド社会の秩序と機構

アイスランドでは何れもノルウェーに原型を持つところの、親族の結合のような人格的社会関係と、人為的に創出された地域的な社会結合である集会（シング）制度が発展したが、前者を「氏族制」社会、後者を国家的関係に向かう地縁社会の原理を示すものと考えることは正当であろうか。

アイスランドの集会制度については、植民の過程でまず地域集會が形成され、植民完了とフロンティアの消滅の後、即ち全ての農民の経営にとつて隣人関係が重大な問題となるに及んで、全島集会＝アルシングが設けられた。地域集会の指導者＝ゴジは神殿を持つ有力農民であり、一般農民の集会出席はゴジとの契約的關係を前提としており、彼らはゴジのシングマンと呼ばれた。農民は集会の裁判にて勝訴し、また判決を執行するために有力なゴジと結びつくことは不可欠であった。

裁判集会の判決とその執行自体が多分に実力関係に依存していたとすれば、現実の紛争の八〇％近くが自力救济に委ねられたのは理解できる。裁判集会という共同体機構は個人の上に立つ存在ではなく、むしろ諸個人が必要と感じたかぎりで機能したのである。さてフェーデ、いわゆる「血の復讐」はジッペを単位としたとする古典学説を批判するフィルポッツは、アイスランドのフェーデ主体は親族ではなく諸個人であり、諸個人の結集には親族関係よりも、ゴジ＝シングマン関係の方が大きな役割を果たしたと述べる。これにたいし、「ニヤールのサガ」を詳細に検討すれば

次の点が明かとなる。復讐における血族の意義は否定したがたいが、父母双系が区別されていないために団体をなしえず、むしろ復讐への関与は血族関係にある諸個人の自由意志によつた。生命・財産を守る最も強い絆は家族であり、家長は非血縁者を含む世帯員にたいする保護権を有した。個々の独立した家は任意の同盟によつて安全をはかる。姻戚はその最も強固なものであるが、贈与による契約的友情・同盟と本質的に異なるものではない。血族、姻族その他の同盟関係者からなる復讐のためのグループは当該事件をはなれた恒常的組織ではありえず、一種の誓約団体である。また人的結合とは別に、実際の生命・財産の防衛は地域的結集がなければ有効でなく、有力者と近隣の弱小農民の結合はこの意味で看過できぬ意義を有した。

上述のゴジ＝シングマン関係に見られるように、実力と個人主義が社会の原則であるかぎり、有力農民が制度上の特権的地位を占めるのは当然である。しかしこのような豪族「支配」の体制は、経済的搾取ともなう階級的な貴族支配ではない。アイスランドの集会体制と豪族「支配」は、国家の一形態でも国家的関係形成への第一歩でもなく、散居牧畜をなす個人的土地所有農民の社会にふさわしい、前国家的社会秩序のゲルマンの形態であった。

第二部 ノルウェー国家の形成

Ⅳ ノルウェー初期「統一」王権の歴史的性格

九世紀から一三世紀のノルウェーは統一王権は成立しているが、国家がまだ成立していない時代、即ち「民族」的な対外的結集の必要時のみ王権が国家的機能を一時的に果たすが、平時には各地

域が自立していて王権の干渉を拒否するような社会段階である。

国家は、内部に向かって強制力を持って個々の構成部分を「全体の利益」に従わせるような、全体性をみずから表現する「特殊なもの」である。そのために必要な官僚、王権に直接勤務する軍勢力、一般租税が制度的に確立するのは一二世紀末であり、それ以前の初期王権のもとではこれらは何れも家産的性格が強かった。

一二世紀末の王権は実力主義、正嫡原則、キリスト教的適格性という中世王権の正統性根拠を確立する。しかしノルウェー中世国家は封建国家ではなかった。とすればその社会的存在理由は何か。

ハーラル美髪王の統一以前にノルウェーには三〇人ほどの、軍事的指揮者たる小王が存在した。ハーラル王もまた西部、ヴェストフォルの小王であったが、交易やヴァイキング活動を通じて成長し、さらに単なる略奪から領域獲得・支配への道を踏み出して行った。しかしハーラルの「統一王権」のもとでも支配は本拠地西部地方においてのみ実効的で、他の地方では豪族が自立していた。ハーラルの全国統一がもたらしたと伝えられる「オーダール（農民世襲地）没収」と「課税」の意味については諸説あるが、ハーラル王の支配の歴史的性格を明らかにするためには、王家収入、とくに直属の従士団の扶養形態を検討しなければならない。

ハーラル王時代に一般租税は成立していなかった。自由農民の子弟を核とする従士団の扶養は主として王の農場や交易、戦争・ヴァイキングによる略奪に依存していた。しかし統一完成後は王は従士団を率いて直営農場を巡るのみならず、自立農民に自身と従士団の供応Ⅱヴェイスラを要求するようになる。後の伝承によれば王の支配Ⅱ「課税」Ⅱヴェイスラ請求だったのである。但

しハーラルは西部地方以外ではヴェイスラ請求権を地方の有力者や臣下に与えていた。

統一王権成立の社会的根拠は、利害を異にし、対立してきた自立的な地域が、相互の攻撃と略奪の禁止及び広域的な治安維持の必要性を認識したことにある。そのプロセスは具体的には人口増と定住発展を基礎とする法的共同体の階層的編成運動として現われる。即ち統一王権は自立的勢力の相互侵略を「外的」関係としてでなく、国内的治安問題として解決することを社会的使命としていたのである。

V 征服から社会契約へ

ハーラル美髪王の息子エイリク血斧王の追放に続くホーコン善王以降の時期は、征服的国家形成にかわる、社会契約による国家形成期として把握しうる。ホーコン王はオーダールを保証することによって得たトレンデラーグ地方の農民の支持を基盤として即位したが、同時にノルウェー全体の国防という超地域的利害のために全土の王たることをも承認されたのである。同王のもとで成立したといわれる「立法集会」（ログシング）と農民の海軍役（レイザング）はノルウェー国家形成過程の社会契約的性格を端的に表現するものである。

地域集会として最初に存在したのはフルキと称する地域ごとの農民の全員集会であり、これがより広域的、超地域的なログシングへと編成される要因としては、フルキの枠を越える農民の係争の解決と、対内的・対外的な交易・交通の安全化、そのための共通の集会と法の創出という農民自身の利害が考えられる。しかしログシングのような自然成長的な集会の範囲を越える法領域

の形成には、王権のイニシアチヴが不可欠であった。またそれ故にログシングはやがて、王の役人が指名した有力農民の代表制集会となる。その際一般農民が代表者のために義務的に負担する集会旅行費は不払い剰余労働の取取ではあるが、その公的管理の故に在地的な(封建的)支配従属関係を形成することはなかった。

ホーコン王は自立的豪族・農民のイデオロギーとしての異教を統一王権のイデオロギーとしてのキリスト教によって克服することには失敗したが、「外国」・外敵(引き揚げヴァイキング、デンマーク)との軍事的緊張は防衛の指導者としての統一王権の存在意義を高めた。かかる背景をもって、軍船への動員システムであるレイザング制度が成立する。全土は「船区」「乗員区」に区画された。このような軍事機構の成立以前に、古い地域的な農民の防衛同盟が存在したであろう(地域団体フュルキ)。しかしヴァイキングの略奪のみならず、外敵に対して農民がその所有と生命を全国レベルで防衛するためには王権の軍事的命令が必要となる。今や農民はその絶対「主権」的所有(個人的所有)をも「公共の利益」のために制限することを承認する。この意味でログシングと同様、レイザング制もまた社会契約的性格を有するものである。即ちこれら二つの制度は、一二世紀までの国家権力が自立する以前の段階における、王権と農民社会の相互依存と勢力均衡に基づく社会契約の所産であったといえる。

IV 王権・豪族・農民社会

ホーコン善王以後、国家権力の自立化の端緒をなしたのは一一世紀初のオーラヴ二世(聖王)である。その政策原則は、キリスト教化Ⅱ異教弾圧による豪族からの宗教的・法的権威の剝奪と、

「王の役人」配置による制肘、法に基づく支配である。従来より王の農場管理人を勤めた家産的役人たるアールマンはこの時期には、警察機能をもそなえた公的性格の存在となり、社会的上層から選ばれた。すでに述べたようにレンドマンは王領を与えられ、軍役を負い、地方において王権を代行した豪族であり、王権強化に不可欠の存在であった。オーラヴ聖王は忠実な小豪族をレンドマンとして独立的大豪族を牽制しようとした。非独立農民を従士として王特権・職務を委ねたのも、同様の意図によるものである。さらに同王の「権勢あるものにもそうでないものにも同じ判決」を与えんとした法治主義への志向のもとで、農民の實力に基礎をおく「個人的」所有は国家権力に媒介された「私的所有」に転化されようとしていた。これは農民・豪族にとって所有(オーダー)の侵害である。デンマーク王と結託した独立的豪族の離反によってオーラヴ王は没落する。彼らの忠誠は自分たちの利害にそう個人としての王に向けられたのであり、未だ一國民として國王に従うという観念は存在していなかったのである。

「フロストウング法」や「グラシング法」には、自由人をその屋敷に襲った場合の厳しい罰則が記されており、その犯罪者として王やレンドマンという公権の保持者が想定され、これに対する共同体的軍事動員の範囲が二一八フュルキという、法共同体的機構に対応した階梯をなしていた。「ヘイムスクリングラ」には王権による農民の所有の侵害に対して、農民はその集会機構を用いて反撃することが記されている。こうした「抵抗規定」は、豪族の指導する古い在地関係と、形成途上にある国家の代表者としての王権との対抗関係が一一世紀になお終了していないことを示

す。これに対し一三世紀後半の法典「ランズローヴェン」にはもはやかかる「抵抗規定」は見いだされないのである。

おわりに

アイスランドでは全島的な集会制度、豪族たちの覇権争いと淘汰の進行が見られたが、現実にはノルウェー王権への従属によって、独自の国家形成には至らなかった。しかしノルウェー王権の干渉がなければ、最終的には一豪族による全島支配に到達したかもしれない。これに対しノルウェー王権は、豪族たちとは相対的に別個の、豪族的地域性・農民社会とは区別されるべき全国的な「国民」的基礎と社会的機能（農民的所有の内外の攻撃からの防衛）を持つものとして成長し、社会的認知を獲得する。またノルウェーでは農民の中からの法的共同体Ⅱ集会の上向編成運動は、王権のイニシアチブによってはじめて自主的な枠を越えた広域的集会Ⅱログシングの形成に至った。

古くからの地域的利害と独立的権利を守るために王権と抗争してきた豪族は、一世紀後半以降次第に王権から与えられる官職・特権を重視するようになる。彼らは形成されつつある国家の代表者としての王権に抵抗するのではなく、この独自化してゆく機関をよりよく利用することに努め、またそのために相互に争うようになるのである。

附論 北欧初期社会と奴隸制

——ノルウェーにおける奴隸所有論争によせて——
 中世盛期（一二—一四世紀）においてノルウェーの貴族（社会的上層）の生活基盤は、自立的小農民の借地農制度であったが

（土地所有者は地代取得権のみを有し、人格的支配は成立しない）、同じ意味でヴァイキング時代・初期社会の豪族の社会的基盤を奴隸所有とする説は誤りである。北欧の散在する自立的な家族経営は、確かに若干の奴隸を含んでいたが、奴隸に対する主人の命令権は家長の家族員に対する命令権と同じであり、またこうした小数の奴隸所有は主人を労働から解放せず、この点でヴァイキング時代の豪族と中世盛期の貴族は性格を異にした。

以上のように本書は、封建制を発達させた西ヨーロッパとは異なる社会構造をもつノルウェーにおいて、九—一世紀に自立的な豪族・農民の個人的所有に基づく前国家的秩序の中から、王権に代表される国家権力が自立的機関へと発展するプロセスを考察したものである。その際の基本的視点は、国家権力Ⅱ統一王権の「社会的存在理由」と、これを生じさせる「社会的過程」の把握に定められる。自立的な豪族が散居する社会であれば、王の征服的支配は永続しない。同様にかかる社会における国家権力の存在理由として、「階級支配の維持」を指摘することも誤りである。この点に関連して著者はすでに旧著において、国家関係にある社会は、部分の総和とは一致しない特殊な存在としての国家に媒介される、と述べている。このことは当然ながら西ヨーロッパの封建国家にも妥当し、またその歴史的展開を考察する際には是非踏まえておかねばならない点である。ここでも国家権力は少なくとも中世盛期以前には領主の階級支配の道具ではなかった。領主の農民支配はさしあたり在地的次元で実現・貫徹されたであろう。しかしまたかかる支配関係が中世盛期以降、国家的統合の重要な契機

をなしたことは否定すべくもない。これに対しノルウェーでは領土制が成立しなかったとすれば、国家権力Ⅱ統一王権の成立と發展は階級関係以外の要因をもって説明されねばならない。上に紹介したこの点についての著者の所論は、中世初期の西ヨーロッパにおける「部族国家」等を考察するためにも大変示唆的であるが、しかし史料的問題の故か、なお曖昧さが残されているように思われる。

西南部を拠点とする王権による統一に北部の豪族が協力したのは交易上の理由によるものであったが、著者によればかかる交易上の利害は協力者の経済的動機であって、統一王権の「社会的根拠」ではないという。しかし本書全体の叙述から判断する限り、「対外問題」と並んで交易上の問題は政治的・社会的といつてよいほどの重要性を持っていたし、またこうした経済的問題と區別された社会的問題を統一王権の存在理由として明かにすることは困難であるように思われるのである。著者はこうした「社会的根拠」として社会変動Ⅱ人口増（ノルウェーの人口は一〇—一四世紀に三倍に）と相対的土地不足を繰り返して挙げているが、かかる変動は農民の独立経営にどのような問題をもたらしたのであろうか。それは国家的関係の形成をもたらす根源的要因であるはずだが、これに関しては「自立的農場主たちが相互に取り結ぶゲルマンの共同体がもはや存続しえないようになる」との抽象的叙述に留まっているのは残念である。ノルウェーにおける経済史、定住史研究の成果を踏まえて詳論することは可能ではなかったのだろうか。

また「社会契約」による国家的組織の形成を示す広域的な法的

共同体Ⅱログシングの成立には農民の、超地域的な法と集会による平和の維持（相互侵略を内的治安問題として抑制）への期待があったとされるが、これまで自力救済・フェーデを自らの行動原則としてきた農民が何故この時期にこの原則を放棄し、強制的平和を受容するに至ったのであろうか。著者はやはり人口増・稠密化を指摘し、それにもなう徒党の発生が個人の力では克服しがたい危険性を生じさせていたと述べるが、なお具体的イメージに乏しい。従来より自立的散居農民たちは、フェーデに際して多様な契約的同盟関係を形成し得たはずである。ちなみにアイスランド、ノルウェーにおける法的共同体Ⅱ地域立法集会の上向的編成運動のプロセスは、西ヨーロッパ中世における領域支配の形成を考える上で大変興味深い問題を提起しているように思われる。西ヨーロッパにおいて、村落共同体、パン支配圏、領邦から「国家」に至る諸領域は勿論上向的に順次形成されたのではないが、「国家」より下位の）各々の領域における「支配Ⅱ保護」関係がその領域内で完結し得ずにこのような重層的な領域構造を再生産してゆく「論理」において北欧の地域集会の場合と対比させ得るからである。その際、北欧の集会形成の契機は「支配」や生産に関わるものではなく（農業共同体は存在しない）、共同体関係は法的関係に限定されるのに対し、西ヨーロッパでは（少なくとも村落、パン支配圏レヴェルまでは）生産（農民的経営）と領土支配の相互の関係が領域の形成・再生産を規定していたと言える。この点は両社会の構造的差異を端的に表現するものである。

農民の世襲財産所有権に限定を加えるものとされる「レイザング制度」が農民社会に受容された事情としては、奴隷所有の衰退、

奴隸の減少、及び「働き手」奴隸を持つ農民」の社会の分解によつて農場の「働き手」を持たぬ農民が増えたことなどが指摘されるが、著者自身もことわっているようにこれらについてもより具体的な考察が望まれるところである。何故なら解放された奴隸も没落する自由農も「農奴」とはならず、ともに「借地農」となる点で西ヨーロッパ社会との大きな差異があり、またその故にこそ國家的防衛組織への前提と必要が存在したからである。

ではノルウェー社会の変動が領主・農民関係ではなく地主・借地農関係を成立させたのは何故か。上述のように著者は牧畜への依存度の高い散居定住社会では賦役に基づく直営地経営は困難であり、またこのような場合領主裁判権も成立し得ないと述べる。しかし直営地・賦役をとまなわぬ裁判支配が西ヨーロッパに存在したことは自明であり、後者が前者を常に前提していると考ええる必要はないだろう。他方、牧畜を中心とした散居制社会は在地領主制の形成を困難としていたとの主張は一般論としては誤りではないかもしれない。管見のかぎりでは、オーストリアのティロルやアルプス山麓地域に同様な条件が存在した。これらの地方では在地領主制が成立しなかったわけではないが、中世盛期には農民は広域的な（溪谷などを単位とした）裁判集會を基盤に、むしろ領邦君主に直結する傾向を示した。しかしこれも封建支配の一形態であり、またそれは自然・定住条件に規定された、当初から自明の社会秩序として存在したのではなく、領邦権力による在地領主の規制と排除の努力の所産であった。ノルウェーの場合も常に自然・定住条件のみを歴史的特質の規定要因とすることは正当ではないし、著者もそうは考えていない。ではどう考えるべきか。

若干の奴隸等を含む農民世帯の自立的経営が一般的であったヴァイキング時代までのノルウェー社会において封建領主制が成立しなかったのは当然である。問題は一二世紀以降の「貴族」による農民の経済的搾取が、経済外強制を伴わなかったことである。この点はすでに当時地主の地代収取を保証する国家機構が自立化しつつあったことと表裏一体をなすものであろう。こうした領主制の欠如、借地農制の発展、一二世紀以降の統一王権の強力を実証的、因果関連的に把握することはきわめて困難であろうし、本書でもなされていない。評者の印象としては、すでに初期社会の段階から豪族・農民は自立的農場を持ちながらも盛んな交易（ヴァイキング）などの超地域的、対外的活動を行っていたこと、そこからいわば早熟的に「全体の利害」を代表する統一王権が形成される契機が生じたこと、ここにノルウェー社会発展の歴史的特質の出発点があるようにおもわれる。この点については初期アングロサクソン社会との比較が有効であろう。

著者はノルウェー統一王権の発展を概ね征服的支配—社会契約による支配—国家機関としての自立化という三段階で捉えようとしているようであり、この図式自体は明快でよく理解できる。しかし上述のようにこうした王権の段階的發展をもたらず、あるいはこれを可能とする社会的要因が十分に明らかにされてはいないのは残念である。その原因のひとつは史料の問題にあると思われる。著者は主としてサガという文学的叙述に依拠しつつ、その後には社会的、構造的背景を読み取るという方法をとる。しかしかかる叙述の中に社会の変動、発展そのものを読み取ることに限界があるようで、全体的印象としては著者の叙述自体もやや平板

である。著者が王権の段階的發展を説いているにもかかわらず、サガの叙述からは常に王権の國家權力としての自立化に抵抗する豪族の姿が浮かんでくる（抵抗規定など）。一三世紀には「抵抗規定」がなくなり、豪族は王権を前提とし、これを利用することに努めるようになるというが、一一世紀から一二世紀までに社会はどのような變動を経験したのだろうか。総じて言えば、前國家的社会状態が比較的長期に亘ったにもかかわらず、一二世紀以降に西ヨーロッパよりも強力な王権を生み出すに至る「社会的過程」とはどのようなものか。こうした点について、経済史、定住史研究を踏まえた詳論が望まれるところである。

以上、本書の根幹をなす問題のみを取り上げ、思いつくところ

を述べた。批判、或いは史料上の限界を考えれば望蜀の感さえある論評に終始してしまつたが、独自の國家の歴史理論と問題意識に貫かれた本書が、単なる北歐史の専門書たるにとどまらず、前近代における國家の存在形態を考えるうえで極めて示唆的な業績であることは言うまでもない。タキトゥスの描く古ゲルマン社会とのアナロジーも著者の問題意識のみならず、ノルウェー初期社会、そして古ゲルマン社会自体の理解を深めるために有効である。この他言及できなかつたが、ジッペ・血族の機能に関する著者の見解も、この問題をめぐる論争の中で今後重要な位置を占めるであろう。評者の誤解・誤読等については著者のご海容を乞いたい。

（A五判 四四四頁 一九八六年二月 未來社 六八〇〇円）

（富山大学人文学部助教）